

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(6月29日閣議決定)【概要】

目的・基本的考え方

●障がい者制度改革推進会議の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(平成22年6月7日) → 障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、を最大限に尊重し、我が国の障害者に係る制度の集中的改革の推進を図る。

障害者制度改革の基本的な方向と今後の進め方

基礎的な課題における改革の方向性

- (1) 地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築
 - ・障害者が自ら選択する地域への移行支援や移行後の生活支援の充実、及び平等な社会参加、参画を柱に据えた施策の展開
 - ・虐待のない社会づくり
- (2) 障害のとらえ方と諸定義の明確化
 - ・障害の定義の見直し、合理的配慮が提供されない場合を含む障害を理由とする差別や、手話その他の非音声言語の定義の明確化

横断的課題における改革の基本的な方向と今後の進め方

- (1) 障害者基本法の改正と改革の推進体制
 - ・障害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加
 - ・改革の集中期間内における改革の推進等を担う審議会組織の設置
 - ・改革の集中期間終了後に障害者権利条約の実施状況の監視等を担ういわゆるモニタリング機関の法的位置付け等

→ 第一次意見に沿って検討、23年に法案提出を目指す
- (2) 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等
 - ・障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築

→ 第一次意見に沿って検討、25年に法案提出を目指す
これに関連し、人権救済制度に関する法案も早急に提出できるように検討
- (3) 「障害者総合福祉法」(仮称)の制定
 - ・制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築

→ 第一次意見に沿って検討、24年に法案提出、25年8月までの施行を目指す

工程表

	平成21年12月～平成22年12月	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
横断的課題のスケジュール等	障がい者制度改革推進本部の設置(平成21年12月)	●障害者基本法改正・制度改正の推進体制等に関する法案の提出	●次期障害者基本計画決定(12月内)	●障害者差別禁止法案(仮称)の提出(改革の推進に必要ない他の関係法律の一併整備法案も検討)	8月までの施行
※主な事項について記載					
(1) 労働及び雇用		●福祉的就労への労働法類の適用の在り方 ●雇用率制に関しての検証・検討 ●職場での合理的配慮確保のための方策	(～23年内)	(～24年度内) (～24年度内)	(～24年度内)
(2) 教育	●障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた制度改革の基本的方向	●手話・点字等に通じた教員等の確保・専門性の向上に係る方策	(～22年度内)	(～24年内)	(～24年内)
(3) 所得保障	●障害者の所得保障の在り方を公的年金の抜本見直しに併せて検討	●住宅の確保のための支援の在り方	(～23年内)	(～24年内)	(～24年内)
(4) 医療	●医療費用負担の在り方(応能負担)	●社会的入院を解消するための体制	(～23年内)	(～24年内)	(～24年内)
(5) 障害児支援	●相談・療育支援体制の改善に向けた方策	(～23年内)	(～23年内)	(～24年内)	(～24年内)
(6) 虐待防止	●虐待防止制度の構築に向けた必要な検討	(～23年内)	(～23年内)	(～24年内)	(～24年内)
(7) 建物利用・交通アクセス	●地方のバリアフリー整備の促進等の方策	(～22年度内)	(～22年度内)	(～24年内)	(～24年内)
(8) 情報アクセス・コミュニケーション保障	●情報バリアフリー化のための環境整備の在り方 ●障害特性に応じた災害時緊急連絡の伝達の方策	(～22年度内)	(～22年度内)	(～24年内)	(～24年内)
(9) 政治参加	●選挙情報への障害者のアクセスを容易にする取組	(～22年度内)	(～22年度内)	(～24年内)	(～24年内)
(10) 司法手続	●投票所のバリア除去等	(～22年度内)	(～22年度内)	(～24年内)	(～24年内)
(11) 国際協力	●刑事訴訟手続における障害者の特性に応じた配慮方策	(～22年度内)	(～22年度内)	(～24年内)	(～24年内)
	●アジア太平洋での障害分野の国際協力への貢献	(～22年度内)	(～22年度内)	(～24年内)	(～24年内)

総合福祉部会2010年から2011年活動スケジュール(案)

	2011年														
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
部会 全体会	● 6月 22日 ● 7月 27日 ● 8月 31日 ● 9月 21日 ● 基本的に毎月1回開催(原則 第3または第4火曜日開催)														
課題別 作業 チーム	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 新法の論点についての共通理解を深める </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 新法の骨格整理 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 新法の骨格提言 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第1期課題別作業チーム検討案を議論 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第2期課題別作業チーム検討案を議論 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第1期作業チーム ①法の理念・目的 ②障害の範囲と選択と決定 1. 障害の範囲 2. 選択と決定・相談支援プロセス(程度区分) ③支援体系 1. 訪問系 2. 日中活動とGH・CH・住まい方支援 3. 地域の暮らしと自治体の役割 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第2期作業チーム ①地域移行 ②地域生活資源整備 ③利用者負担 ④報酬体系、等のテーマが考えられるが、第1期の議論の進展状況を見ながら、年末に提案。 </div>														
障がい者 制度改革 推進会議 (親会議)と の合同作 業チーム	※児童、就労、医療分野については、推進会議委員、部会委員の合同作業チームの編成を障がい者制度改革推進会議へ要望する。														